個人情報開示等請求書

アクティア株式会社 御中

	□開示 □利用目的の通知(左記は手数料分の切手を同封願います)			
請求内容	□第三者提供記録の開示 □訂正 □追加 □削除 □利用停止 □提供拒否			
	□その他()			
(フリガナ)	請求日:			
氏 名	年 月 日			
	〒			
住 所				
	TEL: FAX:			
個人情報を登録し	□面接 □採用 □発注 □ユーザ登録 □保証書			
たきっかけ	□メールマガジン登録 □アンケート □その他			
請求の内容				
(具体的に) 添付書類: □なし □あり	※訂正の場合は訂正前、訂正後をご記入ください。			
	 訂正・削除の場合は、住民票などの証明書の提出をお願いすることがあります。			
	※代理人からのご請求については、次ページ記載の書類をご提出ください。			
回答連絡希望	□郵送 □メール (アドレス記入要):			
手数料 1,000 円+税	開示、利用目的の通知請求のみ: □切手同封			

記入された個人情報は、お問い合わせの回答の目的のみに利用致します。

この用紙に、当社がお預かりしている以外の個人情報を記入された場合は、回答後に速やかに削除致します。

様

受付番号		回答日:	年 月	日 回答方法		
ご本人確認方法		□ご本人: □代理人: a	b c d (末尾参	照:該当に○)		
回答内容		添付文書:□なし □あり:				
	□ □登録がありません。 □ご本人のデータが確認できません。					
回答できな 歩		□(1)個人情報保護基本規程:2(11)-a)、b)、c)、d)				
できない 場合の理由 (〇)	だし	□(2)3.4.4.3:開示対象個人情報の利用目的は、ホームページに公表している。				
	書き	□(3) 3.4.4.4 : 2-a)、b)、c)、d)				
	(0)	□(4)3.4.4.5 : 2-a)、b)、c)				
		□(5)3.4.4.6 : 1				
手数料 □無料 □1,000円(+消費税及び地方消費税)						
【お問い合わせ窓口】		個人情報保護管理者	新 開示等受付担当			
アクティア株式会社						
TEL: 03-3552-6627						
FAX: 03-3552-6628						
e-mail : privacy@kajitaku.jp						
住所:〒104-0032						
東京都中央区八丁堀4丁目3-3		/ /	/ /			
SC 新京橋ビル 6 階		, ,	, ,			

□代理人からの開示等のご請求の場合は、代理人に関する以下のいずれかの文書をご提出ください。

- a) 運転免許証、パスポート等の写真の写し(代理人の名前・住所が記載されたもの)
- b) 住民票の写し (開示等の求めをする日の前 30 日以内に作成されたもの)
- c) 代理人が弁護士の場合は、登録番号のわかる書類
- d) 本人による代理を示す旨の、委任状

==== 以下 弊社使用欄 ======================

□回答できない理由

(1)個人情報保護基本規程 2(11)のただし書きに相当

- a) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及びおそれのあるもの
- b) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
- c) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは 国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
- d) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの

(2)3.4.4.3

すでに、開示対象個人情報の利用目的を公表している場合。

https://www.kajitaku.com/guide/privacy-policy

(3) 3.4.4.4、2 の但し書きに相当

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- d) 開示対象個人情報の利用目的を公表しており、利用目的が明らかであると認められる場合

(4) 3.4.4.5、2の但し書きに相当

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合
- d) 法令の規定によって特別の手続が定められている場合

(5) 3.4.4.6、1 に相当

- a) 訂正等の対象が事実ではなく評価に関する情報である。
- b) 法令の規定によって特別の手続が定められている。

以上